

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会（第21回）

日時 平成28年12月26日（月）15：02～17：06

場所 経済産業省本館17階 第1～3共用会議室

議題

- (1) 省エネルギー小委員会 中間取りまとめ（案）
- (2) 省エネルギー政策の進捗状況について
- (3) 平成29年度当初予算案
- (4) 省エネ法施行規則の一部見直し（案）について

1. 開会

○吉田省エネルギー課長

お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会第21回の省エネルギー小委員会を開催させていただきます。

本日は、年末のご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、所用によりまして、天野委員、市川委員、豊田委員はご欠席と伺っております。

また、松村委員、それから木場委員は、所用により途中でご退席と伺っております。

なお、ご欠席の市川委員、それから豊田委員からは、意見書を別途提出していただいておりますので、適切なタイミングでこの後ご紹介させていただきたいと思っております。

また、高村委員は、任期満了のため、本委員会の委員を前回限りでご退任されることになりましたので、あわせてご報告いたします。

それから、今回の小委員会から京都大学大学院エネルギー科学研究科長の塩路昌宏様に新たに委員としてご出席をいただいておりますので、ご紹介いたします。

○塩路委員

塩路です。私の専門は飛原先生と同じく機械工学の熱システムですが、私のほうは、むしろ燃焼とか動力システム、要するにエンジンの研究を主にやっております。

よろしく願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

ありがとうございました。

前回は引き続きまして、今回もペーパーレスで委員会を実施いたします。

資料につきましては、メインテーブルの皆様へ配付している iPad にて閲覧いただければと思います。

動作確認のため、iPad にて、資料の例えば 1 が開けるかどうかご確認いただけますでしょうか。

もし、動作にふぐあいがありましたら、会議の途中でも結構でございますので、事務局までお知らせいただければと思います。

それから、すみません、事務局の勝手で座席表に若干変更がございます。座席表を見ていただけますでしょうか。

山川委員の隣に飛原委員にご着席いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事の進行は、中上委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、これより先のカメラ撮影、すみません、ご遠慮いただくようお願いいたします。

#### ○中上委員長

前回は、小口輸送の効率化について熱心にご議論を頂戴いたしました。

お忙しいところ、プレゼンテーションでお三人の方からご説明していただきましたけれども、皆様からの貴重なご意見を頂戴いたしまして、それを今回また取りまとめた段階で皆様にお諮りしたいと思っておりますけれども、この小委員会、今日の位置づけは、中間取りまとめの骨子案を今日ご審議いただいて、とりあえずご承認いただきたいということが骨子でございますが、その案につきましても、皆様のご議論を踏まえて事務局のほうで取りまとめさせていただきます、お配りしてあると思っております。こちらについてご議論いただくことが今日の中心のテーマになるかどうかと思っております。

それとともに、ご案内のように、何人かの委員の先生方には実際にリーダーをとっていただいたりしておりますけれども、本小委員会のもとで幾つかの具体的な省エネ政策の課題について検討を同時並行的に進めさせていただいております。

そういった省エネ政策の進捗状況ということで、今年度の省エネ政策の進捗についても事務局から皆様にご紹介、あるいはご説明させていただこうと思っております。

さらに、ご案内のように、平成29年度の当初予算案につきましては、12月22日に閣議決定されたことを踏まえまして、概要について事務局よりご報告を頂戴したいと思います。

本日も、いつものとおり、委員の皆様、あるいはオブザーバーの皆様から活発なご意見を聞か

せていただければと思っております。

## 2. 議事

### (1) 省エネルギー小委員会 中間取りまとめ (案)

#### ○中上委員長

それでは、これより早速議事に入りたいと思います。

まず議題1でございますけれども、省エネルギー小委員会の中間取りまとめ (案) につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

本日の案は少しボリュームがございますので、3の「省エネポテンシャルの開拓に向けて」というところまでを1番とさせていただきます、2以降につきましては、また分けてご説明いただいて、時間を分けてご議論を頂戴したいと思っています。

それでは、まず事務局より説明をお願いします。

#### ○吉田省エネルギー課長

それでは、資料1をご覧くださいと思います。

資料1、「省エネルギー小委員会中間取りまとめ (案) ～省エネポテンシャルの開拓に向けて～」というページをご覧くださいと思います。

早速ですが、1ページをおめくりいただきまして、目次をご覧ください。

大きな構成は、前回お諮りしました骨子案と変わっておりませんが、まず最初に、全体をざっと見たいと思います。

最初に、「はじめに」というのがございます。これは、この中間取りまとめの位置づけについて明確にするために新たに設けました。

それから、1ポツは「検討の背景」。これは骨子にもございましたけれども、ミックス達成に向けて原単位の改善が重要であるということについて、データも加えまして加筆しております。

2ポツは「これまでの取組」ということで、産業トップランナー制度、それから事業者クラス分け評価制度について書いております。これは前回の骨子にもございましたが、実績等、数字なんかも含めて少し加筆しておりますので、後で詳しくご説明をいたします。

それから、3ポツ。これは今回新しいご提案ということで小委員会からいただく部分でございますが、「省エネポテンシャルの開拓に向けて」と題しまして、大きく2つございます。

(1)が「事業者の枠を超えた省エネの促進」ということで、連携省エネ等について記述した部分でございます。

それから、(2)番が「サードパーティの活用」ということでございます。

(1)番の連携のほうにつきましては、前回の小委員会のご指摘も踏まえて少し加筆しておりますので、後で紹介いたします。

それから、(2)番のサードパーティのほうは、事例を少し加えております。

例えば、目次でいいますと、(2)の②番とか④番です。エネマネ事業者、あるいは省エネ相談地域プラットフォーム等については書き加えておりますし、あと6番に荷主という項がございますけれども、これは前回に荷主についてプレゼンテーションも含めてご議論いただきました。その結果をまとめておりますので、全く新しく記述した部分でございます。

最後に、「おわりに」をつけ加えまして、この小委員会の報告ということの案として出させていただいております。

まず最初に、今委員長からもございましたけれども、3ポツの(1)のところまで、前半部分についてご説明をしたいと思います。

ページを1枚おめくりください。

まず、「はじめに」でございます。

先ほど申しましたように、この中間取りまとめの位置づけを書かせていただいております。

結論から申し上げますと、4月にエネルギー革新戦略、この小委員会の第1回のところでもご説明しましたけれども、エネルギー革新戦略の中で今回ご議論いただいた内容について具体的に審議をしていただけるように委ねられた形になっておりますので、その辺について明記をしている部分でございます。

最初のパラグラフのところは、4行目あたりに出てきますが、エネルギー基本計画、その考え方を踏まえてできました長期エネルギー需給見通し、エネルギーミックスにおいて非常に大きな目標が示されているということを書いています。

9行目ですけれども、このエネルギーミックスの実現に向けて、「技術の革新」「プレーヤーの革新」、あるいは「仕組みの革新」、こういった新たな視点を的確に捉えて、省エネ、再エネを初めとする関連制度を一体的に整備するエネルギー革新戦略、これはこの春4月に策定され、公表されております。

13行目ですけれども、「エネルギー革新戦略」では、省エネをさらに徹底するために、産業・業務部門については産業トップランナー制度等々、この後二、三行続いておりますが、各部門についてさまざまな施策を重要施策として掲げております。17行目でございますが、重要施策として掲げています。

これに加えて、下線部分でございますが、新しいアプローチということで、成長戦略との一体

化を念頭に原単位ベースの省エネの重視、それから企業間の相互連関の深化を踏まえた連携省エネの推進、それから民間の省エネ支援事業者の活用、これはこの小委員会ではサードパーティということでご議論いただきましたけれども、民間の省エネ支援事業者の活用、この3点について具体策の検討をこの本小委員会に委ねたという形になっております。

最後の22行目ですけれども、この方針を受けて、この小委員会において、エネルギー使用の合理化等に関する法律、省エネ法の規制、それから省エネ補助金等の支援措置、この両面から制度的対応について検討を進めていただきまして、ここに中間取りまとめとして策定したと、こういう位置づけにさせていただいております。

ページを1枚おめくりください。

続いて、「検討の背景」でございます。

冒頭のところは骨子においても記載させていただいたところですが、エネルギーミックスで非常に高い目標、キーワードを申しますと5,030万キロリットル、それから5行目にGDP当たりのエネルギー効率の35%改善と、こういう非常に大きな目標を掲げているということをまず紹介しています。

その下のグラフは、それをデータとして裏づけているもの、あるいは図表化しているものがございます。

それから、3ページをご覧くださいと思います。

この目標を達成するに当たって、現状でございます。

これは小委員会の2回目でもご説明しましたけれども、我が国のエネルギー効率というのは世界最高水準である一方で、1990年代以降は改善のペースは鈍化している。一層の省エネ取り組みが不可欠だという状況です。

その下に図4のグラフがございますけれども、日本はオレンジ色のグラフでありまして、イギリスには2000年代半ばに抜かれております。最近、ちょっと停滞ぎみであるということ。

14行目あたりに書いておりますが、最終エネルギー消費の4割以上を占めている製造業につきましては、特にエネルギー効率の改善のペースは鈍化している。1990年代以降は停滞傾向だと。これも小委員会に資料としてご提出しておりますけれども、図5にございますように、赤い線です。これはI I Pの原単位、生産指数当たりのエネルギー消費ですが、これも1990年以降、停滞しているということを示しております。

最後、27行目からですが、ここは省エネ法のデータを紹介しています。

製造業が4分の3を占める省エネ法の特定事業者さん、1,500キロリッター以上の大きな事業者さんですが、その方々のデータを見ますと、約3割の事業者の原単位の改善率は、省エネ法が

目標としている年1%を下回るか、あるいは次のページですけれども、悪化という状況でございます。

こういったところを踏まえますと、エネルギーミックスの大きな目標達成に向けて、各事業者には、なお一層の努力を促すとともに、「エネルギー革新戦略」が示した事業者間の連携による省エネの促進など、新たな手段の活用も積極的に検討する必要があるのではないかと、こういう状況認識を書かせていただきました。

それから、下の段ですが、16行目であります。

製造業が中心である産業部門以外の部門について見てみますと、ここについてもエネルギーミックスは大変大きな省エネを求めています。

これらの部門は、省エネ法の直接的な規制が産業部門ほどには及んでいない。

これは下に図7がございますので、見ていただければと思いますが、省エネ法は直接工場等に原単位の改善などをお願いし、かつ報告等をお願いしている者の割合ですけれども、産業部門においては、エネルギー消費ベースでいいますと9割を対象にしています。

一方で、業務部門については4割程度ということで、製造業以外のところというのは、直接的な規制が産業部門ほどにはできていないと。

こういったことを踏まえますと、本文のほうに戻っていただきますと、19行目あたりですが、「エネルギー使用者の努力に加えて」——下線を引いております。「その使用者に働きかけることができる者」——サードパーティということで、この後論述しておりますけれども、「サードパーティに対するインセンティブの付与等を通じた省エネの深掘りが特に有効ではないか」ということを書かせていただきました。

その後続いておりますけれども、また、省エネ支援事業者、サードパーティは専門知識を持っていると。専門知識をうまく生かしていくということは、IoT等の革新技術の積極的な活用にもつながるということで製造業、非製造業を問わず、省エネのさらなる深化への貢献が期待できるのではないかと、こういう見方を書かせていただきました。

以上が「検討の背景」ということでございます。

まとめますと、前段のほうでご説明したのが新たな取り組みということで、連携省エネにつながる背景、それから後段のほうでご説明したのが、サードパーティの活用につながる背景ということで2つ書かせていただいたところでございます。

続いて、5ページをご覧いただきたいと思います。

「これまでの取組」ということで、目次のところでも申し上げましたけれども、産業トップランナー制度とSABC評価制度、これについてそれぞれ書かせていただいています。

基本的には、前回骨子で書かせていただいたことと同じでございますけれども、幾つか加筆したところがございますので、そこを中心にご説明いたします。

まず5ページ、①番の「産業トップランナー制度」のところでございますが、下線を引いているところは前回と同じでして、ここについては方向性がはっきりしておりまして、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大する。この小委員会でも何回かご説明していますが、こういう大きな方針に基づいて、今流通・サービス業への拡大ということで引き続き努力をしておりますのでございます。

その具体的な努力の状況ということで、具体的には、以下について加筆をしております。

2016年4月に導入されたコンビニエンスストア業に続いて、2016年度においては、ホテル、スーパー、百貨店、貸事務所、ショッピングセンターへの導入、これが本小委員会のもとに設置されている「工場等判断基準ワーキンググループ」、ここで検討されているということを書かせていただきました。

続いて、7ページをご覧ください。

2つ目の「事業者クラス分け評価制度」について書いている部分でございます。

ここについても基本的には変わっておりません。6行目、下線を引いておりますけれども、優良事業者の選定基準を見直して、事業者の称揚をより効果的に実施する。これは小委員会でもご指摘をいただいたところでございます。

また、支援制度との連携もさせることで、事業者の自主的な省エネ取り組みをさらに促進していきたい。ここは、優良事業者に対して、こういうことをしていくということでございます。

また、その後ですが、停滞事業者については少し加筆をしております。

2016年度は、5月末に1,207事業者に対して注意喚起文書を送付した。これは、小委員会でご報告したとおりでございますけれども、注意喚起文書を送付しております。また、500の事業者さんについて現地調査を実施しています。

これら停滞事業者さんにつきましては、10行目、11行目あたりですけれども、省エネの進まない現状や理由を国としても詳細に把握・分析し、事業者の実情を踏まえた支援を強化するとともに、必要があれば省エネ法に基づく追加的な措置も検討することによって、本制度が事業者の省エネ取り組みを一層促進する制度になることが期待されると書かせていただきました。

骨子の段階では、停滞事業者については、「きめ細かな対応をする」とだけ書かせていただきましたけれども、実際現地調査も進めておりますので、その状況を把握・分析して、支援の強化、それから省エネ法に基づく措置、こういったこともしっかり検討していくと、少し具体的に書かせていただきました。

それから、15行目からですが、これは新しく加筆したところでございます。

第1回の小委員会でBEMSのデータ、これを公開しているということをご紹介いたしました。同じように、データをどんどん公開していくことが今申し上げた事業者さんの自主的な取り組みの促進に役立つのではないかとということで新たに加筆したところでございます。

読ませていただきます。

15行目からですが、事業者の自主的な省エネ取り組みを促すためには、省エネ取り組みの水準を業界内・地域内等で自己診断できるようにすることも肝要であると。このため、各企業から提出された定期報告データを業種・規模・地域等の観点から整理して公表するなど、省エネ関連データのオープン化を通じて、事業者による自主的な省エネ取り組みを促進するための検討を引き続き進めていくことも期待されると。

クラス分け評価制度自体が各事業者さんに自分の立ち位置を確認いただいて努力を促すということでございますので、その補完になるように、定期報告のデータなんかをうまく活用して、我々も公表して、事業者さんのさらなる努力に役立てていただければということで加筆させていただいたところでございます。

7ページをご覧ください。

ここから先が「省エネポテンシャルの開拓に向けて」というタイトルをつけておりますが、新しい取り組みということで、この後に2つ出てまいります。

1つは連携省エネ、もう一つはサードパーティでございますが、まず前半の連携省エネのところまでご説明させていただきます。

7ページ、11行目から書いているところは、この後の2つのテーマを考える上での基本的な考え方を述べさせていただいているところございまして、前回、骨子のところでも、もう既にご紹介したことと変えておりません。

簡単に申し上げますと、15行目、16行目あたりですけれども、事業者さんの一層の創意工夫を引き出すことが求められると。成長と両立する省エネを積極的に推進する方向で、省エネ法や支援策のあり方について検討していくべきだと。

特に、ここは連携省エネを意識して書いておりますけれども、そういう形で柔軟性を持たせるということで、事業者さんの創意工夫を一層引き出す。成長と両立する形の省エネを進めると、そういう基本的な方向性を書かせていただいております。

それから、29行目、ここからは主にサードパーティを念頭に置いて書いている部分でございます。下線引いているところでございますが、これらの主体に直接働きかけることのできる者。ページをめくっていただきまして、サードパーティのビジネスを活用した省エネの推進について

も新たに検討すべきだと書かせていただいております。

こうしたアプローチは、省エネビジネスの創出・拡大にも寄与するという一方で、成長と省エネとの両立をうたっております「エネルギー革新戦略」の考え方も合致するというまとめ方をしております。

以上の基本的な考え方のもと具体的な話ということで、8ページ目の8行目以下の議論に移ってまいります。

まず(1)番、「事業者の枠を超えた省エネの促進」、連携省エネについてでございますが、連携省エネについても2つに分かれております。これも骨子のときと変わっておりませんけれども、まず①番として、「業界・サプライチェーン単位での省エネ取組」ということでございます。

まず、14行目から21行目あたりまで、ここは第3回の小委員会でプレゼンテーションいただきました具体例、これについて簡単にまとめたところでございます。

例えば、14行目あたりからでございますが、複数の事業者さんが協力して、工程の一部を特定の事業者に集約することで全体の生産性を向上させる例。

あるいは、その後ですけれども、個々の事業者では小規模にとどまるエネルギー需要を調整者が複数の事業者について束ねて、大型で高効率なコージェネレーションシステムを導入する事例、こういった事例についてご報告がございましたので、そのあたりを具体例として書かせていただきまして、こういったことを促進することが省エネポテンシャルの引き出しにつながるんじゃないかというふうに書かせていただきました。

あと22行目からですが、これはちょっと加筆した部分でございます。

これも小委員会のもとに設置されたワーキンググループですが、「工場等判断基準ワーキンググループ」。ここでは、業界で標準化が進められているモデルベース開発、あるいは射出成形機のデータ連携について議論が行われておまして、具体的には省エネ法の「中長期計画の作成のための指針」というところにそれぞれ位置づけをいたします。各事業者さんを書いていただく中長期計画のモデルになるようなものでございますが、そこにこういうデータ連携、業界の中の連携を進めている事例ということでモデルベース開発と射出成形機というものを取り上げて、今回新たに位置づけを検討しておりますけれども、こういった取り組みも、ここで議論するような業界内の連携促進の1つの事例だと思いますので、先ほどの事例と並べて、あわせて加筆させていただきます。

以上のような事例を念頭に置いて、小委員会としてのご提案ということで30行目あたりから書かせていただいておりますが、個々の事業者ごとの省エネ努力に着目し、原単位の取り方によってはこのような取り組みを適切に評価できていない現行の省エネ法や支援策について、必要な見

直しが検討されるべきであると。

ここで30行目の最後ですが、「原単位の取り方によっては」ということを書かせていただきました。ここは、先にページをめくっていただきまして、具体例ということで、今の省エネ法等の中で連携した省エネが適切に評価できていない事例として、前回、A社とB社で工程を集約すると。上工程のところを、この絵ではA社の上工程を廃止して、B社の上工程に集約すると。下工程は、A社、B社それぞれ引き続き行うわけですが、A社としては上工程をやめるという事例をご紹介します。

委員からのご指摘の中で、こういう事例で、ここではA社が省エネ、B社が増エネと書いておりますが、こうならない事例、両方とも省エネということで評価できているのではないかとのご指摘がありまして、そういうことから、この事例を挙げるのは余り適当ではないのではないかとのご指摘をいただいたところです。

そこは、下に原単位の計算ということで細かな数字がいろいろ書いていますが、原単位の取り方次第ではないかということの中で議論しておりまして、考えているところでございます。

原単位の取り方によっては、前回、委員からございましたご指摘のように、A社、B社とも現行の制度でも両方省エネということで評価できる例もあるかと思いますが、一般に、原単位の計算によっては、下に表が書いておりますけれども、この事例のように、A社は原単位が改善する、B社は原単位が悪化すると。全体では、もちろん原単位は改善しているんですがというような事例もあるのではないかと。

原単位の取り方次第で十分評価できていない事例というのがあるんじゃないかということで、この図について詳しく解説させていただくという対応をとらせていただき、また本文においても、先ほど申し上げましたように、原単位の取り方によっては十分評価できていないことがあるのではないかとご説明にさせていただいたところでございます。

ページを戻っていただきまして、8ページの最後のところでございます。

32行目の一番最後の「なおその際」というところで少し加えておりますけれども、事業者の連携として認められるべき範囲や条件については、連携の強さ等を踏まえた検討が必要であると。ここも前回の委員会のご指摘を踏まえて書いたところでございます。前回の委員会で、事業者の連携といっても、いろいろな範囲、場合があると。

1つは、製造段階と消費段階、ここも含めて連携ということも考えられるんじゃないかと。確かに、ここは考えてみると、いろいろな連携があり得ると思います。

一方、技術的に連携を適正に評価できる範囲というのもおのずからあるのかなと思っておりまして、ここでは、具体的なところはこれから検討することになりますけれども、連携の範囲だと

か条件について、ここでは33行目の最後のところですが、連携の強さ等を踏まえて具体的に考えていきたい。どこまでの範囲を認めるか、あるいはどんな条件をつけるかということについては、連携の強さ、これを1つの判断基準として考えていきたいという書き方をさせていただきました。

また、この後ご審議いただきたいと思います。

ページをおめくりいただきまして、9ページでございます。

連携の2つ目の事例ということで、「グループ会社単位での省エネ取組」ということも書かせていただいております。これも前回の骨子と同様でございますが、例えばということで、持株会社傘下のグループ会社全体で一体的にエネルギー管理を行う事業者も存在するというので、これに対応していこうということでございます。

17行目の最後のところ、2008年というのがございますが、2008年の省エネ法の改正においては、省エネの取り組みが工場や事業場の単位を越えて行われている実態に対応して、個々の工場・事業場単位の規制から事業者単位の規制に移行したというのがございます。このような個々の事業者の枠を超えたグループ単位の——今回議論しておりますようなグループ単位の取り組みについても、2008年にあったような実態を踏まえた対応、同様の対応が求められるのではないかという書き方をさせていただきました。

その後、「なおその際」。これは今回加筆したところでございますが、こちらについても、一体化が認められるべきグループの条件というのは、この後具体的な話をするとき問題になると思います。

そこにおける視点でございますけれども、一体化が認められるべきグループの条件については、エネルギー管理の実態を踏まえた検討が必要であると書かせていただきました。

我々ここで注目したいのは、あくまでもエネルギー管理が一緒に行われているかどうか、その視点だと思います。持株会社傘下であればいいというものでもないと思いますので、そこで1つ視点を加えさせていただきまして、明記をさせていただいたということでございます。

この後はサードパーティの話に移りますので、後ほどまたご説明したいと思いますが、一旦ここで事務局からの説明を終わらせていただきます。

○中上委員長

ありがとうございました。

本件の該当する点につきまして、豊田委員のほうから何か意見書が出ているというふうにお伺いしたんですが、ございましたらご説明をお願いします。

○吉田省エネルギー課長

参考資料1をご覧くださいと思います。豊田委員からの意見書でございます。

今の連携省エネとの関係では、1ポツのところでございますが、「事業者の枠を超えた省エネの促進」。

読ませていただきます。

事業者の枠を超えた省エネの促進は、エネルギー利用の実態や、エネルギー管理の実態に即しており賛成である。事業者がこれらの制度を積極的に利用して、さらなる省エネにつながるよう制度設計をお願いしたい。省エネ法における特例にとどまらず、こうした努力を支援する金融支援制度をつくるのが望ましい。

続いて、参考資料2でございますが、市川委員からの意見書でございます。今ご説明した範囲では、2ポツが関係あると思います。「事業者クラス分け評価制度」。

事業者の自主的な取り組みをさらに促進するために、選定基準の見直しや支援制度と連携することに賛成します。加えて、対象を特定事業者にとどめるのではなく、それ以外の事業者についても評価制度に参加したくなるような仕組みにしていくことで省エネが進むことを期待します。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明いただきました内容につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、どうぞお願いいたします。

松村委員。

○松村委員

別に報告書を修正してほしいということではないのですが、若干残念というか、先ほどの上工程、下工程のところ、具体的に大きな声があったので、その例を落とせなかったという事情はよくわかるんですが、先ほどのご説明だと、原単位の取り方によっては問題が起こることがあるということだから、逆に言えば、原単位をまともに取れば問題は起きないと。今回の追加措置は不要だという、そういうことになっちゃうわけです。

だけど、今回出てきたのは、もう少し意欲的なのか、後半に当てはまることを踏み出そうと頭の整理を一步したということだと思ったんですが、あの例に固執した結果として若干後退色が出ちゃったというか、原単位の取り方が変だと問題が起こるのをちょっと救済します。

本当は原単位を変えればいいんだけどという、そういうことになっちゃって若干残念ですが、もうこの段階で直してほしいということは言いませんので、引き続きもう少し広い範囲の合理化というのもターゲットに置いて今後も議論していただければと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

業態がまたがったりすると、なかなか微妙な問題も生じてくると思いますから、そこは慎重にまた定義していただければと思いますので、また後ほど事務局のほうから何かあれば、お答えしたいというふうに思います。

ほかにございませんでしょうか。

川瀬委員。

○川瀬委員

サードパーティに対する説明で、例えば4ページでサードパーティに対するインセンティブを付与するとあり、

と10ページにはサードパーティに対する適切な動機を与えるとありますが、このインセンティブとか動機というのを具体的に説明していただけるでしょうか。

○中上委員長

わかりました。これも後ほど事務局のほうからお答えしていただきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

木場委員。

○木場委員

ご説明ありがとうございます。

大変わかりやすかったです。政策に入る前の前提の資料のところについて細かいところで恐縮ですが、8ページのクラス分けのSABCについて、私含め一般の者が、さあ勉強しようと思ったときに、まずAの説明なんですけど、SにもBにも該当しないという割と大ざっぱな説明になっています。これですと、Aクラスは努力目標は達成しているのか。Bはしていないになっているから、その間として全部達成した人が入っているのか、全部達成していない人が入っているのか、まじっているのかというのもわかりにくいですし、これを一般的な事業者と銘打つのであれば、何が一般的かというのがわかるような説明をもう少し欲しいと感じました。

それからSでもBでもないのがAなら、Cは何なんだろうと思うのですが、どうも説明を読むと、CはBの中に包括されているけれども、今特出ししているけれども、本当はBの中で特に判断基準遵守状況が不十分であるということであれば、図を描くときにBの中に入っていたほうがわかりやすいと思います。このあたり一般の者にもわかるようにもう少し丁寧にできないのかという感想を持ちました。

あと、文言のことで恐縮ですが、出だしのところで「石油危機後並」という言葉が漢字で並ん

でいるんですが、この表現をもう少し丁寧に「石油危機後と同等の」とか、何かそういうふうに易しく表記していただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。これも後ほどまたコメントしていただきたいと思います。

それでは、ほかにございませんでしょうか。

奥村さん。

○奥村オブザーバー

4ページの図を見ていただければわかるように、業務部門については、「規制対象」というのは若干言葉が、もうちょっと解説が必要なんですけれども、が4割になっていて、その他がまさに空欄のところはかなり多いんですけれども、今回の対策では、この部分をサードパーティでと。これ自身は非常にいいことだと思うんですけれども、前にもちょっと申し上げていますが、この空欄になっている部分について、上の文章で言えば、「各部門のエネルギー使用者の努力に加えて」の、この各エネルギー使用者の努力をもう少し引き出すような対策というのもの——まあ、今回は難しいのかもしれませんが、ご検討いただいたほうがいいのではないかとということでございます。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、藤井さん。

○藤井オブザーバー

ありがとうございます。

これまで鉄鋼連盟としましては、全体最適の観点でまとめてほしいということはかなり要望してきたと思いますけれども、今回のこの案の中の8ページのところに、業界の連携含めて、その辺の検討も必要だという記述があって、非常にありがたいなというふうに思います。

前回の委員会で、当連盟の手塚が自動車の燃費を上げるときに、薄くて軽くて丈夫でという加工性のいい鉄をつくらうとすると、どうしてもエネルギーがかかると。加工、制作するのにもいろいろ製造コストがかかると、エネルギー消費がかかるとということに対して、世の中全体として車の燃費が上がることによって省エネが進むのであれば、そこは評価していただきたい、そういう仕組みをつくっていただきたいということを意見述べましたけれども、その部分がこの報告書の案の中に反映されていて非常によろしかったかな、ありがたいなという

ふうに思っています。

ただ、クラス分け制度のS、A、B、Cとございますけれども、業界でいきますと、加工性がよくて、軽くて丈夫な鉄をつくったときに、制作するエネルギー使用量がふえて原単位が悪くなってしまったときに、世の中のために頑張っているんだけど、悪くなったからBクラスという評価をされて、いろいろな諸施策から置いてけぼりにされるようなことがあると非常に問題だと思っておりますので、SABCの評価もその辺も踏まえた形に検討していただければなというふうに思っています。

以上でございます。

#### ○中上委員長

ありがとうございました。

確かに、一応社会的な効用も評価しながら記述はしてございますけれども、全体としてどうなるのかという点について、若干曖昧なところがあるかもしれませんので、また後ほどコメントしていただきたいと思えます。

それでは、塩路委員。

#### ○塩路委員

ありがとうございます。

今日初めて参加して、いろいろなお話をお伺いして、ケース・バイ・ケースでの対応となり、多様な省エネを実現するというのは非常に難しいと思うんですけども、今回、それらにかなり配慮してフレキシブルな対応をまとめていただいているなというふうに感じました。その中で、先ほど来ご意見のあったサードパーティだとか、あるいは原単位だとか、ここではどう定義するのかということを確認にして、よく答申などでは後ろのほうに注か何かでまとめたりしているんですけども、そういうようなわかりやすい配慮をお願いしたいなというふうに思いました。

今、鉄の話があって、ついでに少し思いついたのですが、私の関与していた石油についてもオクタン価を上げるということに対して、石油側では非常にコストがかかるものの、自動車の燃費改善が進み、世の中全体として省エネになるということがあります。こういうことも恐らく含んで書かれているんだろうなと思います。そういう事例はほかにもいっぱいあると思うので、その辺も配慮いただきたいと思えます。

最後に、最初の「はじめに」というところを初めて読んだときに、皆さん、これ当然のように思われているんですか。基準年について、要するに、最初のところに「改善」ということがあったり、「石油危機後並」って先ほどご指摘ありましたけれども、ちょっと曖昧な表現ときっちりした数字とが混在して書かれているような気がします。基準年が一体どこにあるのかということ

は、エネルギー基本計画なり、そういうところで書かれているんだと思いますけれども、ここにも一言でも書いておいていただいたほうがわかりやすいかなと思います。また、図2では35%改善として、これを見ると、20年で35%の線形に引いてありますから、まあ、どこが基準年でもいいのかなどと思いますけれども。

いずれにしても、どういうふうを考えるのが重要です。ただ、どこか基準年を設けておかなければ、評価するときに非常に難しくなりますので、そのあたりも考慮いただけたら読みやすいんじゃないかなと思いました。

○中上委員長

ありがとうございました。

石油危機後、いろいろな事象が発生しておりますので、とり方によっては数字の意味が違ってりますから、今おっしゃいますようなことは少し慎重にきちっと記載させていただきたいと思えます。

それでは、飛原さん。

○飛原委員

飛原でございます。

今日出欠のほうを間違えて出してしまったようで、事務局の方には大変ご迷惑をおかけして申しわけございません。

意見でございますけれども、今の塩路委員と似たようなところがあるんですけども、図4とか図5、これは背景になっているんですけども、図4であれば、基準年というか、横軸の一番左を1971年ぐらいにとっておられますから減っているように見えるわけです。でも、実際1980年とか1990年をとれば、日本は全然減っていないということが明確にわかるわけで、省エネは進んでいないぞということが多分わかると思います。

下も同じです。製造業のエネルギー消費量ですけども、I I P単位の原単位なんか見ていると、1980年ぐらいからは、もう全く平らになっていて原単位は下がっていないということがわかります。

ですから、これもどういう図を示すかによって、最近の日本の省エネが進んでいるのかどうかということが、まるで印象が違うわけでございますので、これを示せば省エネは進んでいるけれども世界のトップじゃないという、そういうことをおっしゃりたいんだと思うんですけども、ここ20年、あるいは25年を——まあ、30年でもいいんですけども、見ると、ほとんど省エネは進んでいないということがわかるわけでありまして、どちらに力点を置いて説明したいかにもかかるんですが、私は、事業では日本はもうそんなトップクラスではないと、それから省エネも

全然進んでいないんですよみたいなことをよく言うんですけれども、この辺のトーンの出し方というの、もう少し控え目でもいいんじゃないかという気が私はいたします。

それから、最後のほうでおっしゃっていた事業者をグループ化する話なんですけれども、これはグループ化すると特定事業者になってしまうとか、そういうことになるんでしょうかというの  
は質問です。

あるいは場合によっては、特定連鎖化事業者とかって、フランチャイズ店なんかはそういうふうに定義されていますけれども、そういった新しい定義のグループ化というのがこれでなされるのかというのを余りよく知らないので教えてください。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

実は、日本の省エネがトップかどうかというのは、世界中でも非常に議論があるようでございまして、昨年度のACEEEというアメリカの国際的な省エネ機関が評価した結果でいきますと、昨年、日本は先進国中6位だったんですが、去年は2位に上がっているわけです。トップは、どうもドイツもあるようでありますが、何を基準にして、どういう評価をしたかによって、この数字は動きますから、おっしゃるとおり誤解が生じないような形で整合性がとれるような数値でまとめていただきたいと思います。

わかりました。ありがとうございました。

ほかに。

春山さん、お願いします。

○春山オブザーバー

日化協の春山でございます。

先ほどの豊田委員と、それから鉄連の方の意見とほぼ同じなんでございますけれども、「事業者の枠を超えた省エネ」ということを今回言っていただいて、これは非常にありがたいことで、我々も企業経営の多様化という意味では、こういう枠を超えた考え方を導入するということは非常に重要だろうというふうに思っています。

特に我々日化協の場合は、エネルギー多消費型のコンビナートがございまして、コンビナートの考え方というのは、だんだん1社だけでは考えにくい。エネルギーをどうやったら有効に使えるかというのは、まさに事業者の枠を超えた省エネの考え方を入れながら全体の最適化を図っていくということだろうと思います。そういう意味では、ぜひこれを前向きに考えていただけるのはありがたい。

それから、もう一つ突っ込んで言えば、グループ会社だけではなくて、コンビナートの場合は、もう完全に系列が違っている会社同士の省エネというか、エネルギーの有効利用というのとも考えられるような気がします。

そこへ入り込む考え方というのも一考かなと思ひまして、グループ会社の枠を超えて、さらにA社、B社、それぞれコンビナートの中で位置する会社の総合的なエネルギーの有効利用、これを考えられるような仕組みというのもあるかなという、ちょっと意見みたいになりましたけれども、一考していただければと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

枠を超えるということは、経営者がかわったりしますので、データの扱い上、いろいろ難しい問題もあろうかと思ひますけれども、ぜひそういった方向でご協力いただけるならば、さらに枠を考えることは、いろいろな可能性があるのではないかと思います。

それでは、時間も押してきてしまいましたので、ここで事務局のほうからコメントできる点についてお願いします。

○吉田省エネルギー課長

ご指摘ありがとうございました。

ご指摘に対して、この場で答えられることを幾つか申し上げたいと思います。

まず、松村委員から上工程、下工程の事例との関係で、「原単位の取り方によっては」という記述がやや消極的な受け取り方になるのではないかというお話があったと思います。

我々意図しているのは委員と全く同じでありまして、これは広く取っていきたいと。新しい省エネを開拓していきたいという意図で書いておりますので、そこは委員ご指摘のとおり、全く我々もそういう理解をしております。

表現ぶりとして非常に消極的な感じになっておりますのと、あと「原単位の取り方次第」というふうに書きましたけれども、実際に、この連携省エネが適切に評価できるような原単位、そこまで工夫した原単位を取っておられる例というのは、今余りないと思います。

かつ原単位を1回決めてしまうと、そう簡単に変えられませんので、現状多くの方は、ここで指摘したような適切な評価ができない状態になっているのではないかというふうに思ひますので、そこも含めて、この表現については少し考えていききたいというふうに思ひます。

それから、川瀬委員、それから塩路委員からサードパーティについてのお話がありました。これについて、インセンティブは何をイメージしているのかというようなご指摘ございましたけ

れども、これについては後半のほうで事例が出てまいりますので、そこでもう一度ご説明したいと思えます。

それから木場委員、それから塩路委員からも表現について、わかりやすさというご指摘をいただきました。ご指摘のとおりだと思います。A評価のところがわかりにくいだとか、あるいはCとBの包含関係とか、その辺少しわかりやすくしていきたいと思えますし、基準年についても、できる限り記述していきたいというふうに思えます。

それから、奥村オブザーバーから業務部門の、まず規制対象の表現については確かに不正確でありますので、そこはちょっと加筆したいと思えます。

それから、直接的な規制を受けていない方自身の努力については、前々回から奥村オブザーバーからたびたび指摘を受けておりますので、そこも引き続き考えていきたいと思えます。

それから藤井オブザーバー、それから春山オブザーバーから連携の省エネについて評価をいただきまして、ありがとうございます。ここについては、本文にも書いておりますけれども、連携の強さ等をどこまで評価できるか、技術的などころもございまして、そこも含めてこれから考えていく必要はあると思えますけれども、基本的な考え方としては、それぞれご意見いただいたように、我々も幅広く見ていきたいと思えますので、今後具体化の中で引き続き検討したいと思えますので、ご協力いただければというふうに思えます。

それから、飛原委員からグループ化のところについてご質問がありました。今フランチャイズの形態については、特定連鎖化事業者ということで規制の制度がございましてけれども、今我々ここで考えているグループ化というのは、既に特定事業者の方が、例えば一体的にエネルギー管理をしているということで、一体として報告したい、あるいは評価してほしいということについてできる、そういうこともできるという形で入れたいと思っておりますので、これによって新たに規制されるという人が出てくるということはないというふうに思っております。あくまでも事業者さんの柔軟性を高めるという意味で新たに入れたいという制度でございまして、ご理解いただければと思えます。

あと飛原委員からもう一つ、最初のほうの現状認識のところ、どこに力点を置いて説明するのかによって文章を工夫したほうがいいんじゃないかというご指摘だと思います。そこは、またこの後、文章修正の中で考えてまいりたいと思えます。

すみません、十分お答えになっていないかもしれませんが、とりあえず事務局からのご回答とさせていただきます。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、残りの部分がございますので、残りの箇所について、また事務局よりご説明を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉田省エネルギー課長

資料1の10ページ目をお開きいただきたいと思っております。

10ページ目、(2)番「サードパーティを活用した省エネの掘り起こしと深掘り」という欄がございます。

最初に絵がございますが、ここに産業、業務、運輸、家庭と、省エネ全体を分類したときに、これから具体的な事例として、6つのサードパーティを活用した事例が出てまいりますけれども、それぞれどういう位置づけになるかというのを書かせていただいております。

目次ですので簡単に触れていきますと、まずZEHビルダー。これは住宅ですので、右下ですが、家庭分野のところに位置づけております。

それから、②番にESCOも含むエネマネ事業者がございますが、ここは大企業もありますけれども、主に中小企業さん、あるいはビル等、こういったところをサポートしていただくという位置づけで書かせていただきました。

それから、③番、下のほうですけれども、家電量販店。これは一般消費者、あるいは業務のところでも使われるものもあると思っておりますけれども、家電製品等の省エネについてのサードパーティという位置づけでございます。

それから、④番、真ん中のあたりですけれども、省エネルギー相談地域プラットフォーム。ここは、地域で中小企業さんの省エネの取り組みの相談に乗れるようなプラットフォームですが、ここは地域の中小企業さんに対するサードパーティという位置づけをさせていただいております。

それから、エネルギー小売事業者については、小売の対象であります家庭、あるいは産業、業務、そういったところを対象に書かせていただきました。

最後に、⑥番、上のほうですけれども、荷主。ここは貨物輸送事業者に対するサードパーティという位置づけをさせていただいております。

以下、具体的にご説明してまいります。

11ページをご覧ください。

まず、ZEHビルダーです。

ここは、前回の骨子の中でも既に書かせていただいております。サードパーティの1つの事例であり、成功しつつある事例ではないかということで冒頭に書かせていただいております。

最初のほうは前回と同じですので少し省略いたしますけれども、我々、簡単に言いますと、ZEH、ゼロ・エネルギー・ハウスに対する補助金、これは住宅を建築される方に対する補助金を

出しておりますけれども、そのときの要件として、ZEHビルダーということで、ZEHの普及に対する目標を掲げていただいたハウスメーカーさんや工務店さん、こういったところを使うことを要件としております。

要件といたしましたので、7行目、8行目あたりに書いておりますけれども、ハウスメーカーさんや工務店さんにとしてみると、そういうものの取り組みを始めなければ、この補助金が活用できないということで、まず、そういった方々の積極的な取り組み、これを促進すると。それによって、ハウスメーカーさんなんかは営業されて、消費者にZEHというものを意識してもらって、建築のときに考えていただくと。そういうメカニズムで、このZEHビルダーをサードパーティとしてうまく活用できているのではないかと、まず最初の10行ぐらいで書かせていただいております。

13行目でございますけれども、「実際」ということで、その結果を少し加筆しています。

2016年12月の時点で、ZEHビルダーは既に4,000業者。これは、今年度始めた制度なんですけれども、既に4,000というところまで来ています。この後、施策の紹介がまた別途ございますが、その中で詳しくご説明しますが、全国でこのZEHビルダーがふえております。

こういった成功を踏まえて、その後、下線を引いていますが、ZEBだけではなくて、この後ZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、それから省エネリフォーム、こういったものの普及に向けても同じようにサードパーティの仕組みが活用できないかと、こういったことを引き続き検討すべきじゃないかということ、この委員会の提言ということで書かせていただいております。

20行目以下、36行目までは新たに加筆したところがございます。

ZEH、あるいはZEBといった先端的なものにあわせて、今、住宅の省エネについては、新しい法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、一般には建築物省エネ法と呼ばれておりますが、これが制定・公布されておまして、これからの住宅の省エネの重要なツールになると思いますが、それについて少し解説させていただいております。

23行目の後半のあたりですけれども、「同法においては」と。大きな取り組みが3つございます。

1つは、大規模非住宅建築物——ビルです。の省エネ基準適合義務等の規制措置、それが1つ。

それから2つ目が、省エネ基準に適合している旨の表示制度、これが2つ。

それから3つ目に、誘導基準に適合した建築物の容積率の特例の誘導措置。

この3つを一体として講じるというのがこの新法、建築物省エネ法の中身になっておりますが、

これについて解説しております。

誘導措置については、その後続いておりますけれども、2016年4月に施行されております。

それから、29行目あたりですが、「また」ということで規制措置。これについては、この小委員会のもとに設置され、国交省さんの小委員会と合同で行っている建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、ここで運用に必要となる基準等の審議が既に行われておりまして、この審議結果を踏まえて来年4月からこの義務化が実行されるということになっています。

最後、33行目の最後のほうですけれども、これとあわせて、2020年度を目標年度とする新たな基準値が定められました住宅トップランナー制度。これも従来省エネ法で実施しておりましたけれども、これについても建築物省エネ法に移行して、この後実行されると。この辺の事実関係について少し記載をさせていただいております。

39行目ですけれども、ZEHやZEBといった先端的取り組みとあわせて、この住宅・建築物に対する——ページをめくっていただきまして、省エネ基準適合義務化等が一体的に推進されることで、住宅・建築物の省エネ性能の向上が図られることが期待されると、こう結ばせていただいております。

以上がZEH関連のところでございます。

続いて、2つ目の事例として、ESCOを含むエネマネ事業者について記載がございます。ここは、新たに書いたところがございます。

省エネ補助金の中で、これは委員会の中でもご紹介させていただきましたけれども、EMSを導入して、エネルギー管理支援サービスによって他の事業者の工場等の省エネ対策等を支援する者、これをエネルギーマネジメント事業者、略称「エネマネ事業者」と呼んでおりますけれども、エネマネ事業者として、この省エネ補助金の制度の中に位置づけております。

エネマネ事業者を活用する事業については、10行目あたりですけれども、活用しない事業と比べて補助率を優遇すると。通常3分の1の補助率ですけれども、これ2分の1の補助ということで今実施しております。

こういったインセンティブを与えることで、エネマネ事業者による工場等への働きかけを後押しし、省エネ取り組みの掘り起こしや深掘りにつながると。

また、これも小委員会でご紹介しましたがけれども、エネマネ事業者による省エネ診断等のエネルギー管理支援サービスが工場単独の取り組みよりも省エネ効果が期待できると。一般省エネ率も高いということもございます。

こういったことを踏まえて、下線部のところですが、省エネ補助金においては引き続きエネマネ事業者をサードパーティとして効果的に活用すべきであると、こういう結び方をさせていただ

きました。

17行目から始まるパラグラフについては、これは10月の小委員会でプレゼンテーションを事業者さんからいただきましたが、そちらのご提案を踏まえて書かせていただきました。

エネマネ事業者さんは、おのおのに専門性もございます。したがって、事業者さんによっては複数のエネマネ事業者を活用している事例がございます。こういった事業者の省エネをさらに深掘りするためには、エネマネ事業者間でエネルギー関連データの共有等を行うということも有効ではないかと。そのために複数のエネマネ事業者さんの連携等の必要な対応、これが検討されるべきではないかというプレゼンテーションがございましたので、その旨を委員会としても提案という形で書かせていただきました。

あと22行目から後のパラグラフも新たに追加したところでございます。

6月の小委員会でBEMSのデータの公開についてご説明いたしました。そのことは冒頭書いているんですけども、23年度補正予算事業で実施した補助事業を活用してBEMSを導入した6,000の事業者から収集した属性や電力使用状況に関するBEMSデータ、この公表をこの春から行っています。12月からは、ホームページでも閲覧をしていただくことができるようになりました。

これについて、今後はデータ収集範囲を拡大する等、データベース化やオープン化をさらに進めていく。エネマネ事業者さんの省エネビジネスの進展にもこういうものは活用できるのではないかという観点から、引き続き整備を進めていくことが期待されるのではないかという書き方をさせていただいております。

以上がエネマネ事業者さんに関連する事項でございます。

続いて③番、家電量販店さんのところですけども、ここは骨子の段階ではトップランナー制度ということで書かせていただいた部分でございます。

冒頭31行目からのパラグラフについては、トップランナー制度についての最近の状況が少し書いております。

34行目に「例えば」ということで、照明について、「再興戦略」の中で白熱灯も含めた新たな基準をつくるということが書かれましたので、それに基づいてこの小委員会のもとに設置された照明器具等判断基準ワーキンググループ、ここで議論を進めたと、取りまとめを行ったということを紹介しております。

サードパーティについては、その後、38行目から出てまいります。

今後、家庭等においてさらなる省エネの深掘りを実現するため——ページめくっていただきまして、家電量販店等、これはECです。Eコマースさんも含めてですけども、そういった方

も含めたサードパーティによる適切な情報提供。この家電量販店さん等は消費者に対するサードパーティだと思いますので、そういった方々が適切に情報提供していただいて、消費者の省エネ行動、具体的には省エネ性能の高い家電製品への買いかえだとか、あるいは省エネモードというのが最近よくついています、そういったものの活用だとか、これはいろんな例があると思いますが、そういった省エネ行動を促すようなこと、ここも大事じゃないかということを書かせていただきました。

「なおその際」ということで、表示の活用については、今、省エネラベルというものが店頭で表示されていますけれども、そういった制度も、実はこれ開始から10年たっております。

また、先ほどEコマースさんの話をしましたが、売り方も多様になってきています。

そういったことも踏まえて、市場での実態に即した形と、4行目から5行目にかけて書いておりますけれども、実態に即した形で見直しをしていくべきではないかと、こういう書き方をさせていただきます。

それから、④番、省エネ相談地域プラットフォームでございます。今19カ所に地域で中小企業さんの省エネを支援する仕組みということで、プラットフォームの整備活動をしております。

9行目あたりに説明が書いていますが、中小企業等の省エネを支援する事業者が地域の専門家と協力してつくる省エネ支援の連携体ということでございます。

我々は、12行目の終わりから書いておりますけれども、国としては、それらを中小企業さんに直接アプローチするサードパーティというふうにつけておまして、そういうものの地域における立ち上げ、これを補助金で支援しているということです。

これにつきましては、下線を引いているところでございますが、「再興戦略」の方針を踏まえて、省エネ相談地域プラットフォームが拡大するということ。

それから、自治体の省エネ支援体制というのが別途ありますので、そういったものとの協力もしながら、中小企業さんが省エネということで相談できる窓口、これを全国展開していくということが、これから期待されるんじゃないかという結び方にさせていただきました。

それから、⑤番がエネルギー小売事業者です。

自由化ということで多様な製品・サービスが登場する、多様化していくと。そういった中で消費者が引き続き省エネ取り組みをするためにエネルギー小売の事業者の皆さんの役割はますます重要になるんじゃないかということで、24行目あたりに書いていますが、「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会」というものを別途開催しております。

この中では、情報提供等、小売事業者さんにやっていただきたいようなこと、こういったもののガイドラインをつくるということで活動しております。後ほどまたご説明できると思っております。

れども、ガイドラインをつくるということで検討しています。

11月に実は中間取りまとめということで、今後ガイドラインをつくるに当たって留意すべきことを項目立てしたものを既に公表する方向で今おりますけれども、これについては引き続き議論していこうということでございます。

したがって、下線部ですけれども、効果的な情報提供やサービスの展開を通じて、自由化環境下においても需要家が適切に省エネに取り組める環境整備が進むこと、これを期待するという書き方にさせていただきました。

最後、荷主でございます。ここは前回の議論を踏まえて、全く新しく書いたところでございます。

30行目でございますけれども、2005年の省エネ法改正で運輸部門が新たに省エネ法の直接的な規制対象になっておりますけれども、その際に、貨物事業者とともに荷主も対象になっています。荷主自身は輸送に関してエネルギーを直接使うわけではありませんけれども、貨物事業者に発注する立場だということで、我々は輸送にかかわるサードパーティと捉えました。

実際、省エネ法の中では、「判断基準」において、貨物事業者さんとの連携による省エネ努力を求めています。

ここについて、近年はEコマースさんが発展しているということで、運輸部門のエネルギー消費の構造にも変化が見られると。特に小口輸送だとか再配達、こういったところが増加して、エネルギー消費の増大が懸念されるんじゃないかというあたりを前回にデータもお示したところでございますが、こういった状況を踏まえると、もともと省エネ法が荷主と貨物輸送事業者の連携による省エネを求めてきたということがございますので、そういう趣旨からすれば、省エネ法においても、こういう新しい変化、これに対応していく必要があるのではないかと。

次のページでございますけれども、こういった新たな分野についても、例えば国交省さん、これも前回プレゼンテーションいただきましたけれども、具体的な取り組みは検討されています。そういったところとも協力しながら、この省エネ法においても必要な取り組みをやっていくべきではないかということを書かせていただきました。

その際、省エネ法の荷主というものは、今貨物の所有権を前提に定義しておりますけれども、省エネ法の荷主の定義では捕捉できない荷主が実際存在するんじゃないかということにも留意して、この後必要な制度的な対応も検討していくべきじゃないかと、そういう結び方をさせていただきました。

以上がサードパーティのところでございます。

最後のページになります。

15ページですが、「おわりに」というところで最後まとめておりますけれども、4行目あたりに、これまでにない新しいアプローチが必要だということで、5行目のところに、連携の省エネ、それからサードパーティの活用、主にこの2つをこの委員会では議論したと。

これについて、8行目ですけれども、法制度、それから予算面で必要な措置を講じて、具体的な政策として実行に移すということを期待するという結び方にさせていただきました。

すみません、ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

13ページの荷主のところの「2015年」というのは、「2005年」だそうです。平成17年を換算したときに、10が1本余分についている。

○吉田省エネルギー課長

私が読んでいたやつは、直っています。すみません。

○中上委員長

「2005年（平成17年）」の改正で運輸部門が入ったということで訂正をしておいてください。お願いします。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等をお願いしたいと思います。

では、田辺委員。

○田辺委員

ご説明ありがとうございます。

2015年7月に公表された長期エネルギー需給見通しの中で、5,030万キロリットルという省エネ必要量が出てきました。今回、その57%が業務・家庭部門であるということから、ご説明あったように、今までの大規模でn数が事業者への規制的な省エネから建築物・住宅を対象にするとn数が非常に大きくなってきます。従って、個々の人たち、あるいは会社側の対策するムードをつくり出すことが非常に大切ではないかと思っています。その点でサードパーティによる対策は極めて望まれるものではないかと思っています。

ただ、サードパーティの方々は慈善事業としてやっていたらしゃる場合もありますけれども、投資を回収するという視点が非常に重要です。この点を伸ばしてあげられるようなサードパーティに対する考えが重要ではないかと思っています。

報告書、中間まとめについて、全体像に関してはよろしいと思うんですが、特に細かい部分に質問があります。業務部門に関しては1,226.5万キロリットルのうち、新築に関しては332万キロリットル積んであります。これはZEB化、省エネの基準適合を超えた対策でいいと思うんです

が、照明で228万キロリットルとトップランナー機器で278万キロリットル積んでいますが、大きな効果を持ちますがこの項目が家電等に入れられているのは、ちょっと残念な気がします。

ページで言うと、12ページの「家電量販店等」の中にトップランナー、照明機器が入っています。この項目でやはり500万キロリットルぐらい省エネすることになっているので、何かしらこの中にさらに項目を加えるようなことを考えていただくといいかなと思いました。

また、家庭部門に関しては、ZEH、大変ご支援されて非常に盛り上がっていて、テレビコマーシャルでも聞きますし、先日ビックサイトに訪れたら、ZEB、ZEHのオンパレードでした。展示会もすごい状況になっていると思うんですが、家庭の中で積み上げた高効率の給湯器、これは268万キロリット省エネ必要量として積んでいます。、照明対策もありますし、トップランナーもあるので、何かこのあたりのももとの数字が大きかったところに関しては、ここでもう一度項目を立てるなどが必要だと思います。この3のところを工夫いただければいいと思うんですが、削減必要量に従って書いていただけるといいかなと思いました。

以上です。

○中上委員長

ディテールにわたってご指摘ございましたので、にわかにお答えができるかどうかわかりませんが、ぜひ反映させていただきたいと思います。

ほかに。

宮島委員。

○宮島委員

ありがとうございます。

省エネに対して、いわゆる家庭、個人個人の意識を高めるという意味で、いろいろ書き込んでいただいてよかったと思うんですけども、ちょっとご質問があって、書き方で、「検討すべきである」みたいな書き方と、「検討が進むことが期待される」という単語は意識的に書き分けられているのだと思うんですけども、これは、つまり自分たちでできることは「すべきである」で、ほかの方のご協力を得なければいけないことは「検討が進むことが期待される」と書かれているのでしょうか。

もしそうならしょうがないんですけども、「検討が進むことが期待される」は私の印象ではとても弱くて、いや、まあ、検討は進むでしょうと思うわけです。検討が進むことを期待していたら、何だろう、検討をずっとして、いつまでも進まないこともあり得るわけで、よほどのひっかかりがない限りは、提案に関しては「検討すべきである」でも問題はないのではないかと私は思います。

例えば、13ページの例でいきますと、自治体とかの全国展開などは一定程度行政が担うと思うので、これは「検討すべきである」でいいと思いますし、あと5番のエネルギー小売事業者に関しては、環境整備を進めるわけですから、環境整備はしっかり進めるということで、「すべきである」でいいんじゃないかと思います。

特にこれで気になったのは、「自由化環境下においても」と書いてあるのは、どちらかという印象としては、今までよかったよね。でも、自由化になっても同じようにやるよねみたいな印象をちょっと受けて、もうちょっと強く前に進めるようなワーディングにしてもいいのではないかと思います。

「需要家の省エネに死する」って、誤植があるような気がちょっとだけしておりますが、それは置いておいて、ディテールに関して。

むしろ、荷主のところは、これはこの前もすごいきっちり話されている中で、「対応を検討すべきである」というふうに書いてあるので、これはとてもよいかなというふうに思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。

まだ十分に修正する時間がございますので、気がつきましたら、またぜひご指摘をお願いしたいと。

幾人の方から同時に挙がってきましたので、こちらから一方的に順番を申します。山川さん、川瀬さん、佐藤さん、武田さんの順番でお願いしたいと思います。

お願いします。

○山川委員

山川です。ご説明ありがとうございました。

サードパーティの活用については賛成で、このままどんどん進めていただきたいと思います。と思っています。

13ページの家電量販店のところの書きぶりですが、「EC事業者を含む」というところが括弧書きになっています。今、消費者は、家電も通販、インターネットで購入したり、実際にどこで買うかは別にして、ネット上で比較サイトなどを見て商品選択をするのがかなり進んできております。

例えば、統一省エネラベルを貼ることについては、大規模店などでは、もうほとんどきっちりやっていたいので、これから課題にしなければいけないのはEC事業者さんのところではないかと思います。そういう実態を踏まえて、EC事業者さんも意識してこれからもっと進め

ていくということがもう少し明確に出るような書き方にされたほうが良いと思います。

以上です。

○中上委員長

ありがとうございました。大変重要なご指摘と思います。荷主のこともかかわって、ECはこれからいろいろな局面で課題になりそうですので、ありがとうございました。

それでは、川瀬さんお願いします。

○川瀬委員

サードパーティに対して、先ほどのインセンティブというところに関連してなんですが、今想定されているサードパーティとしては、ハウスメーカー、工務店、エネマネ事業者、家電量販店、いろいろ挙げられていますが、この中で、例えばハウスメーカー、工務店、それから家電量販店、エネルギー小売事業者などは、メインの事業というのがあって、省エネはある意味では附帯事業ではないかと思います。

インセンティブの付与というときに、ビジネスとして附帯でやっている企業・組織と、メインのビジネスとして省エネをやっているところを明確に分けてインセンティブ等を考える必要があると思います。日本は、コンサルに対しては余りフィーが払われないといわれていますが、省エネをメインのビジネスにするような企業・組織を育てることを意識して、省エネだけでもビジネスが成り立つようにしていくことを考えていただきたい。

今後省エネルギーを主ビジネスとするサードパーティを育てていくという視点から、できるだけフィーを高くするとか、質も考えて、独立してやっていけるような援助というか、支援というのをぜひ考えていただきたいと思います。

○中上委員長

ありがとうございました。また違った視点からのご指摘だったと思います。

省エネルギーというのは、効果をどう評価するかということを含めて、簡単なようでいて、なかなか難しい問題もごございますから、そういうことを含めて、これから検討しなきゃいけないことがまだまだあるなというふうに私自身感じました。

それでは、佐藤さんお願いします。

○佐藤委員

ありがとうございます。

提案ですけれども、12ページの家電量販店等のところで、「家庭等においてさらなる省エネの深掘りを実現するためには」とありますが、省エネに無関心な消費者も自然と省エネ行動ができることが理想です。

その意味で、省エネ商品を配達する際に、例えばテレビとか温水器などは標準モードではなく、省エネモードにして出荷することにはいかがでしょうか。サードパーティとなる家電量販店など、小売事業者の行動変革によっても省エネモードが普及することを期待します。

また、荷主のところですが、「現行の省エネ法の荷主では捕捉できない荷主が存在することも留意して」とありますけれども、もはや、省エネは国民運動として全員参加で取り組むべきことで、消費者にとって便利な通販事業者の進展が省エネに逆行することは避けるべきです。

それで、この荷主部分に運送事業の次世代車導入によるさらなる省エネ取り組みと、それを後押しする通販事業者など実質荷主にも省エネの法的責任意識を持つように記載するべきだと思います。

前回は申し上げましたが、ホテルや百貨店でのベンチマーク制度の深化を期待しています。

そして、今後、高齢化や健康事業の推進でふえる病院や高齢養護施設、それから健康ランドなどの給湯により多くのエネルギーを使う事業でもベンチマークの追加をしていくとよいと思います。

よろしくをお願いします。

○中上委員長

ありがとうございました。

では、武田さんの前に、委員からも挙がっていますので、松下さん、先をお願いします。その後には武田さんをお願いします。

○松下委員

では、私のほうから。

先ほど自治体ともっとちゃんとやれみたいなお話もありまして、東京都から来ておりますので、国と連携してとか、協力してとかという部分につきましては、私どもも望むところでございますので、ぜひやらせていただきたいと思います。

例えば、5番目のエネルギーの小売事業者の件なんかは、私どもも全面自由化になって各ご家庭で電気の小売事業者を選べるようになったわけですが、では、どこが、例えば再生可能エネルギーの利用比率が高い事業者なのかとか、そういうようなことについて、もっと見える化を図るべきだというふうなことで、私どもも多少調べられる範囲での情報提供等をやっているんですが、こういうことについて、ここでも出ておりますけれども、情報の共有といいますか、情報の公開といいますか、こういう部分をもっともときちんとやっていただければ、エネルギーを買う皆さんの選択肢が広がっていくのかな、選択のときの考え方がもっといろいろと柔軟にな

っていくのかなという気がしております。

また、ZEHビルダーの部分では、新築とか——まあ、ZEBもそうなんですが、新築の建物についての取り組みはもちろん頑張っってやっていくという部分もあると思うんですけども、圧倒的に多い既存の建物に対してです。そういう意味で、ここでリフォームみたいなことにも言及されているのは、私はいいいことだと思っております、そういう部分について、さらに進めていきたいというふうに都としても思っています。

また、エネマネの件では、ESCO事業者の皆さんなんか聞いてみると、大きな建物を対象にすると省エネ効果も高く、電気なりの削減量とかも多いですから、そうするとESCO事業者の方も商売として成り立つと。

ただ、小さい建物ですと、一個一個では事業としてなかなか成り立たなくて、そういうのをうまく何個も抱え込んでできるような形になれば事業になるんだけどなみたいなこともお聞きしたりします。

これは、今現在、制度設計の議論の中ですからあれですけども、実際に、それを実施の施策、政策をつくっていく段階では、そういうところもイメージしていただければというふうに思っております。

以上です。

#### ○中上委員長

どうもありがとうございました。具体的な事例をいろいろ挙げてご指摘いただきました。

それでは、武田さんお願いします。

#### ○武田オブザーバー

13ページに、サードパーティの一つとしてエネルギー小売事業者がとられておりますので、それに関して1つコメントをしたいと思います。

この中に書かれていますとおり、エネルギー小売事業者は、効果的な情報提供やサービスの展開を通じて省エネに資することが期待されるということでもあります。

このためには、現在、小売の全面自由化で導入が進められていますスマートメーターの活用が1つの大きなキーではないかと考えております。

弊社の取り組みの例を紹介させていただきますと、これまでは使用状況が需要家の方々に見えるようにということで、見える化という観点からサービスを提供させていただいておりますけれども、今般、法人向けであります、少し進めて、見える化というかAルートでとったデータをさらにAIで分析・診断して、エネルギーの使用状況の指摘とか、それから省エネの提案を自動的に行うと、このようなサービスの提供を今展開すべく準備を進めています。

今後、省エネガイドライン検討会等での検討状況も含めて、お客様に対してエネルギー小売事業者からどのような情報提供が可能なのかということを深掘りして検討を進めていきたいと思いをします。

ありがとうございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

A I、ビッグデータの時代ですので、ぜひそういった活用を取り込むべきだろうと思います。ありがとうございます。

それでは、オブザーバーの佐々木さん。

○佐々木オブザーバー

豊田の紹介がなかったので、私のほうからご説明させていただきます。

最初にサードパーティのところですが、エネルギー小売事業者さんは消費者に非常に密着しておりますので、そういうところをぜひ活用していただいて、そのためには、コスト回収の仕組みなんかについても制度的なスキームをうまく考えていただければというふうに考えております。

それからもう一つ、ZEBについてですが、今回、ZEHビルダーというお話でしたけれども、ZEBについても、都心は結構、どうしても建物が立て込んでおりますので、地方活性化の意味からでも、地方をちょっと考えていただいたら取り組みが非常に進むのではないかとこのように考えております。

また、最後ですが、今お話がありましたように、IoTをぜひ活用していただいて、今お話があったように、見える化だけではなく自動的に最適化を進めるような、そういう省エネに資するような仕組みをぜひつくっていただきたい。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。今のご発言は参考資料1の中に入っておりますので、ご確認いただければと思います。

ほかにごございませんでしょうか。

それでは、事務局のほうで中間的にコメントを。

○吉田省エネルギー課長

先ほどの参考資料1、参考資料2で今日ご欠席の委員からのそれぞれのご意見を先にご紹介すべきでしたけれども、後になってしまって申しわけないんですが、ご紹介したいと思いをします。

参考資料1をご覧くださいと思います。

豊田委員からの意見書でございますが、後半のほうは2ポツ以下でございます。

「ZEBの推進に関して」と。

ZEBは土地制約が高い大都市圏ではなかなか難しい面もあり、むしろ土地制約が低い地方都市において、地方活性化の視点も視野に入れて推進していただけたらいいか。

それから、「IoTを活用した省エネの深掘り」。

IOTを活用した省エネは新しい試みであり、プラットフォームをつくりつつ、これを促進することにより我が国の省エネ機器の国際競争力を高めることが重要だと思うので、国においても十分なサポートをお願いしたい。その際、「見える化」を超えて、「エネルギーの最適利用化」を目指すことが重要である。

4番「サードパーティとしてのエネルギー小売事業者の活用」。

消費者に密着しているエネルギー事業者の活用は大いに賛成する。彼らの取り組みを後押しするためにも、そのコスト回収の仕組みなど制度設計を図っていただきたい。

それから、参考資料2でございます。市川委員からのご指摘ですが、1番、3番、4番が今の後半部分に関係するところでございます。

まず1番ですが、「全体について」ということで、省エネをさらに徹底するための重要施策や新たなアプローチなど、内容について賛同いたします。

3ポツ「サードパーティを活用した省エネの深掘り」。

家電量販店等に関して。

家庭などにおける省エネの深掘り実現のために、家電量販店など（EC事業者を含む）サードパーティによる適切な情報提供とともに小売事業者表示制度をより市場の実態に即した形に見直すことで、消費者から信頼され活用しやすいものになることを期待します。

4番「荷主について」。

現行の省エネ法の荷主定義では、義務がかかる者とかからない者があり、公平性を欠いている懸念があるので、EC事業者が等しく省エネの努力をするような仕組みを期待します。加えて、サービスを利用する消費者の省エネ意識が高まるような仕組みになると、なおよいと思います。

以上でございます。

続いて、事務局からのコメントです。すみません、時間が迫っておりますので、皆様のご指摘全てに答えられないんですけども、幾つかご回答を含めてさせていただきたいと思います。

まず、冒頭、田辺委員から省エネの量との関係についてのご指摘がありました。数字が大きいところ、小さいところ、いろいろございますが、そこも含めて記載を工夫すべきではないかとい

うご指摘だと思います。そこをもう一度改めて見直しをしたいと思います。

それから、宮島委員から表現について、「期待される」の言い方がいろいろあるけれども、どこまで意識しているのかということについては、もう一度確認します。すみません。そこは使い分けをしていない部分があると思いますので、もう一度確認したいと思います。

それから、山川委員からは、EC事業者のところをもっと明確にというご指摘がありましたので検討したいと思います。

それから、川瀬委員から、メインで省エネをやっている人、そこをもう少し支援していくような書き方もできるんじゃないかというお話がありました。本文の中にも、こういうサードパーティを育てていくことが産業を育成すると、創造するという観点でも大事だと、戦略もあわせて書いております。そこと通じる話だと思いますので、表現のほうで少し工夫してみたいと思います。

それから、松下委員から、都の取り組みもご紹介をいただきました。よく連携をとって、引き続きやっていきたいと思います。

あと佐々木オブザーバーからは、先ほど豊田委員の意見書の中でもご紹介したコスト回収も含めて、また課題がいろいろあるんじゃないかということでしたが、ここについては先ほどもご説明しましたけれども、小売事業者のガイドラインの検討会で引き続き検討を続けますので、その中でまた議論させていただきたいというふうに思います。

すみません、全てのご指摘にお答えできていませんけれども、事務局からは以上でございます。

○中上委員長

いろいろな切り口があり、いろいろな視点があるかと思いますし、消費者側の視点から見ても、また違った切り口があるかもしれませんので、もし、そういう意味でお知恵があるようでしたら、またご指摘をぜひ頂戴したいと思います。

本日、ご提示していただきました中間取りまとめにつきましては、これから最終取りまとめをさせていただきますけれども、いつものように、まことに独断的で恐縮ですが、委員長一任ということでご了解願えればお願いしたいわけでございますけれども、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

それでは、そのような方向で事務局と十分相談しながら進めていきたいと思います。

## (2) 省エネルギー政策の進捗状況について

○中上委員長

それでは、次に、議題2で省エネ政策の進捗状況について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

それでは、資料2に基づいて吉田課長、お願いします。

○吉田省エネルギー課長

それでは、資料2をご覧いただきたいと思います。

最近の省エネ政策の進捗状況ということで78枚の資料でございまして、時間の関係がございしますので、ちょっとはしょってご説明していきたいと思いますが、別途お手元にA3の大きな紙があると思います。「省エネルギー政策の進捗状況」ということで、産業、民生、運輸、その他ということで書かれていますが、これが目次になります。

お時間の関係がありますので、まずこれで全体、どんな資料が入っているかということをご紹介した上で、幾つか、今報告書案のほうで特に触れていなかったところを中心にご説明したいと思います。

資料の中身ですけれども、今大きな紙を見ていただきまして、まず産業部門ということで、事業者クラス分け制度、SABC評価制度について、まず書いております。

ここは、この委員会でもたびたびご紹介した内容でございますので、この後割愛させていただきたいと思いますが、中に数字が幾つか入っているところが新しいところだと思います。

それから、2つ目が省エネ補助金の支援の状況でございます。

28年度当初予算の措置は既に、それから27年度の補正予算、この2つで省エネ補助金をやっておりますけれども、その状況についてのご説明、これは後で簡単に触れたいと思います。

それから、本文の中でもご説明しましたが、省エネルギー相談地域プラットフォーム、この状況についての資料もおつけしておりますが、これはこの後は省略させていただきたいと思います。

それから、民生部門につきましては、住宅・建築物に対する省エネ基準適合義務化ということで、建築物省エネ法についての概要が書かれておりますが、これも先ほど本文のところでご説明しましたので、割愛させていただきます。

それから、ZEHの普及ということで、ZEHについての補助事業、あるいは先ほどサードパーティのところでご説明しましたZEHビルダー、このあたりについて詳細をご説明しています。

それから、ZEBについて、その続きがその次に続いておりまして、ZEBについても、今ZEBロードマップフォローアップ委員会におきましてZEBのガイドラインをつくっていただいております。それについての説明資料がございまして、これは後で簡単に触れられると思います。

それから、トップランナー制度、これも本文の中でご紹介しましたが、照明器具等につ

いて今議論が進んでおります。照明器具については既に審議し、取りまとめ案も策定したところで、この後パブリックコメントに移っていくということでございます。これについては、実はその後に運輸のところでもトップランナーの話がございまして、これについては簡単にご報告したほうが良いと思いますので、この後触れたいと思います。

それから、業務部門におけるベンチマーク制度の拡大。これも本文のほうで、コンビニに加えて新たにホテル等、議論が動いているということをお先ほどご紹介しました。工場等判断基準ワーキンググループにおいてベンチマーク制度の導入を検討しております。

それから、右のほうに行っていたらございまして、運輸部門においては、先ほどちょっと申し上げましたトップランナー制度においては、運輸についても重量車、3.5トン以上のトラック、バスについては、今、新しい燃費基準を議論しております。これについては、後で簡単にご紹介いたします。

それから、トラック輸送事業における省エネ取組、それから内航海運における省エネ対策、それから電子ツールを活用した使用過程車の燃費改善、この3つは予算事業でございまして、国交省さんと連携して行っているものでございます。後で簡単に触れたいと思います。

それから、その他というところでトップランナー制度の拡充・見直し（小売事業者表示制度）。これは、先ほど本文の中で少しご説明したところでございますが、EC事業者さんが発展していくということ、あるいは制度自体が10年たっているということで見直しを検討しております。

それから、エネルギー小売事業者の省エネガイドライン。これは、先ほどからたびたびご説明している内容でございます。これについても資料がついております。

省エネ技術開発の促進につきましては、この委員会でも最初の回で1度ご紹介したと思います「省エネルギー技術戦略2016」。これは9月に策定・公表していますが、その前の段階でこの委員会ではお諮りというか、ご説明をしたところでございます。エネルギー利用の最適化を図るエネルギーマネジメント技術、こういったものを新たに重点施策、重点技術の中に位置づけをしております。

それから、エネルギー消費データの利活用。これについても、本文の中で幾つかご説明をいたしましたけれども、BEMSのデータについては既に公開を進めておるところでございますが、これに加えて省エネ施策関連で我々が収集しているデータについて、さらに公開も検討していきたいということです。

それから、広報。政府広報番組などを使って、我々省エネの意識を喚起するというところで予算を使って事業を進めております。これについても資料をつけております。

最後にネガワットでございますが、これは委員会の中でご指摘いただきまして、ネガワットに

ついでの情報提供をということでございましたが、これは委員会の中で議論する場はなかったので、その場では委員の方にご説明ということでとどめております。資料として、その際に使った資料等をおつけしておりますので、またご参考いただければと思います。

そうしましたら、幾つか具体的にということで、二、三ご紹介していきたいと思っております。

まず省エネ補助金でございます。ページでいいますと、6ページから始まります。

まず1ページめくっていただきまして、7ページ、28年度の省エネ補助金の採択結果でございます。全体で申請件数、上から2行目ですけれども、1,600件ほどございました。中小企業比率、そのうち45.2%ということなんです。

採択は約半分、48.6%、777件採用でございます、中小企業さんの採択件数394件ということで、採択件数の半分以上をちょっと上回るというところまで来ております。

連携省エネの話が先ほどから出ていますけれども、工場間一体省エネということで6件の採用がございました。

採択金額については、今年度新規に採択したものについては、初年度186.4億円ということでございます。

以下、省エネ量等をお示ししております。

ページをめくっていただきまして8ページですが、省エネ補助金につきましては、ここもやはり情報公開をしていくことが大事だということで、つい先日ですけれども、今日12日にビッグサイトで成果報告会という試みを始めました。

具体的な省エネ補助金を受けて行った省エネ事業について、ここに書かれている企業さんに直接ご説明いただくという機会でございます。来場者数750名、大変盛況でございました。こういったことについても、引き続きこれからも取り組んでいきたいというふうに思っております。

その次のページは、年度ごとの申請件数と採択件数の推移でございます。左側が件数、右側が億円ということで、直近28年は、先ほどご説明したとおり半分程度採択ということになります。

次のページからは、やや細かい話になってきますので割愛していきますけれども、業種ごとの採択件数、それから10ページは業種別の省エネ効果、それから11ページは業種別の費用対効果です。これについても我々はこの補助金の中で見ておりますけれども、1億円当たりどれぐらいの省エネ効果があるかということについても、業種別に比べています。

12ページは、都道府県別の採択件数でございます。

あと13ページは、省エネ効果について、中小企業と中小企業以外で比べています。

省エネ量を言うと一番左側の絵ですけれども、中小企業は小さいですけれども——赤いところなんです。中小企業は小さいですけれども、省エネ率という観点では大きな数字が得られておりま

す。

あと14ページ。これは、今までご説明したのは28年度の通常予算による省エネ補助金でございますけれども、14ページ、参考ということで書かせていただいているのは、27年度の補正予算において行います設備ごとの省エネ補助金でございます。全部で5次にわたる公募をいたしまして、8,636件、中小企業の割合がその下でございますが、73.9%ということで、中小企業さんを中心に支援をさせていただいたということでございます。

以上が省エネ補助金の説明です。

ちょっと時間の関係で飛ばさせていただきます、またご参考いただければと思いますが、次にZEBの実現ということで、資料2-6、ページでいいますと、右下に35ページになっていますが、36ページです。

表紙をめくっていただきまして、ZEBについてでございますが、まず定義の確立ということで、今2016年度になります、今主にやっておりますのは、予算を使いまして実証事業をやっております。その中でZEBのつくり方です。ガイドラインを作成するというので、委員会で今議論いただいております。最終的な目標は、2020年度までにZEBを実現するということを目標にしております。

このために予算、次のページですけれども、110億円。これは28年度の当初予算ですが、ZEHと一緒に使っております。110億円の内数ということでZEBに取り組んでおります。

その次のページ、これは同じZEBの補助金なんですが、環境省さんの補助金です。我々は環境省さんと連携して、この分野はやっております。

このページ、「中小規模の建物の」というふうに始まっていますが、環境省さんのほうで中小規模のほうをやっていただいて、我々は少し大規模なものについて補助すると。

補助のスキーム等はほぼ似ておりますが、上限額等一部違うところはありますけれども、3分の2の補助をするということでございます。

次のページ、39ページには、今年度の予算で採択した具体例ということで、一般的な事務所、ビルもありますし、老人ホーム等についても採択の実績がございます。

その次のページですけれども、我々はガイドラインをつくっていきたいわけですが、るる業種によって建物も違うということで、なるべく幅広くとっていくということで、今採択件数は規模別にこんな感じになっております。

赤い枠で囲っているところ、これを今年度そのガイドラインを作っていくということで取り組んでいるところでございます。ここで採用したZEBの取り組み、そういうところもデータとして活用させていただいて、そういうものの作成に使っていくということでもあります。

次のページに、これはZEBロードマップフォローアップ委員会ということで、ここでガイドラインの具体的な議論をしていただいているということでもあります。第3回が来年でございます。第4回で、さらに次のページですけれども、ガイドライン・パンフレットというものが完成するということになっております。

左側が設計技術者です。よりプロの方に向けて出すもの、それから右側は施主向けとありますが、ZEBを注文する人です。そういった方々にご理解いただけるというもので、二種類つくってこうということで今検討を進めているものでございます。

それから次のページ、44ページあたりを見ていただきたいと思います、トップランナー制度。これは、照明器具については先ほどご説明したとおりでございます、取りまとめは既にできております。この後パブリックコメントを経て、取りまとめを行う予定と。

新しく自動車について、重量車についての燃費基準を作成するということ。

それから、乗用車も含めてなんです、燃費の表示方法、これについても今、新たに審議を始めています。ここは国際基準が燃費の計測方法について新たに加わりましたので、それも活用するという観点も含めて、燃費の表示方法についても新たに審議をするということでございます。

1番については来年中、2番については来年春ということで取りまとめを行ってまいります。

それから、小売事業者表示判断基準ワーキンググループ。これは来年度の話になると思いますけれども、先ほど来ご説明している省エネラベルについて議論していこうという場でございます。

次のページは、照明についての新しい基準でございます。ご参考にいただければと思います。

それから、その次のページは、自動車のほうのスケジュールでございますけれども、1点、小委員会との関係で申し上げますと、第2回のところに燃費表示方法の取りまとめというのがございます。これについては、この委員会は今日で一旦閉めますけれども、閉まっている間に小委員会のほうで取りまとめが行われるということでございますが、小委員会委員長とご相談して進めてまいりたいというふうに思います。

それから、次に業務部門のベンチマーク。これも先ほどご説明した内容でございますので簡単にしたいと思っておりますけれども、スケジュールが出ているところがございます。50ページです。

ここにございますように、先ほどご説明したホテルだとかスーパーだとか、そういったところについて工場等判断基準ワーキンググループで審議を行い、パブリックコメントをします。

これは先ほどの車と同じでございますけれども、小委員会にご報告するのは後になってしまいますけれども、ワーキンググループの中で審議をされ、小委員長ともご相談しながらパブリックコメントにかけていくというプロセスを踏ませていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、その後が続いているページですけれども、53ページ以下が先ほど目次のところで申

し上げました国交省さんと連携で予算事業を行っている例でございます。

一例だけご紹介しますと、53ページ、トラックの輸送事業に係るこれまでの取り組みの成果と課題とありますが、トラックのエコドライブを促進するという観点で、これまでエコドライブマネジメントシステム、走行状態を記録すると。そのために必要なシステムについての導入支援、それからその実証等をこれまで行ってまいりました。こういった事業をこれまでやってまいりましたけれども、今後、先ほどの話ともちょっとかかわるんですけども、今申し上げているのは、貨物事業者の中で閉じたお話ですけれども、右下の絵にありますように、荷主とも連携していただきたいということで、来年度以降は荷主とも連携するような、こういう活用の仕方、これに対して支援をしていきたいというふうに考えております。

すみません、時間の関係がございまして、この後は省略させていただきまして、あとは大体、本文ご説明のときに申し上げていることですので、もしご質問等ございましたら、この後ご指摘いただければと思います。

すみません、我々のほうの不手際で時間が十分確保できなかったもので、ちょっとはしょった説明になりましたけれども、ご参考情報ということで提供させていただきました。

○中上委員長

ありがとうございました。

これはハードコピーですと分厚いがあるので、私ももっとはしょって進行したんですけども、電子データなものですから厚さがわからないので、ボリュームの判断を間違えまして、時間が随分押してしまいました。

残された時間は少なくなってまいりましたが、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

田辺さん。

○田辺委員

丁寧なご説明ありがとうございました。

私は、先ほどサードパーティとか、全体の省エネで、1つ、日本全体でやるといいと思っていることがあります。省エネのマークが各省庁でみんな違うんです。国交省でつくられたBELSの星と、省エネトップランナーの星のマークも、国交省は縁取りがあるんですけども、METIのほうは縁取りがなかったり、自動車のマークも排ガスのほうには星があるんですけども、燃費のほうはマイナスと書かれています。小学生が例えば冷蔵庫とかパソコンとか、ふだん見ているマークが大人になってビルにあったり、そういうことが必要ではないかと思います。ヨーロッパはE u Pを家電、建物でも一緒に使っています。日本でもせっかく熟成してきたので、星

なら星でいいと思うんですが、同じデザインで統一するなど、そういう方向にぜひお金を使って頂きたい。知らず知らずにわかるようなことが行動変容のためには要るんじゃないかと思っております。

意見でございます。

○中上委員長

ありがとうございました

ぜひ省庁間で十分ご検討いただいて、こういったところはまとめたほうが一般の方はわかりやすいですね。ありがとうございました。

何かございませんか。

ご説明もございましたように、大変多岐にわたっていることがおわかりと。年々メニューがふえてきて、どんどん委員とかオブザーバーの方がふえてきて、この部屋にもう入り切らなくなるような状況がございますけれども、改めて省エネというのは非常に広い範囲をご議論いただかなければいけないので委員の皆さんも大変かと思っておりますけれども、今後ともまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日、中間報告の取りまとめをするという機会でございますので、またご議論いただくチャンスはしばらく先になろうかと思ひますので、お時間はありませんが、せっかくでございますので、国交省と環境省からもおいでいただいておりますので、関連するようなご質問も幾つかあったように思ひますので、どちらからとは言ひませんが、それでは、まず左隣の国土交通省さんの軸丸さんと、それから福井さんのほうから何かあればお願ひします。お時間とりますから、お二方ともどうぞ。

○軸丸オブザーバー

国交省でございます。

全体を通じまして、今最後にご説明がございました資料2のところの省エネ施策のところでも幾つかエネ庁さんと連携しているところはございますが、既に連携を進めているものもございませぬし、それから今後を見据えた場合、資料1でご説明あった中間取りまとめのところでも住宅のところであったり、それから物流の関係、荷主の関係での議論があったと思ひますが、そういったところで、我々も今後もしっかりと連携を進めていきたいと思ひますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、福井さん。

○福井オブザーバー

国土交通省住宅局の福井でございます。

当方では、取りまとめの中にも言及いただきましたけれども、来年4月から建築物省エネ法の適合義務化、これが2,000平米以上の非住宅建築物でスタートするといったようなところが、まず一番大きなところではあるんですけども、それ以上に、より省エネ性能の高い住宅・建築物をふやしていかなければならないといったような観点から、例えば表示制度でありますとか、それから今日は経産省さんの施策がメインでしたけれども、国交省のほうでも省エネ性能の高い住宅・建築物をふやすための補助制度ですとか、それから税、それから融資、そういったものを講じておるところでございますので、そういったところも含めて連携しながらやっていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中上委員長

マークの件も田辺さんからありましたので、ぜひ住宅局でもご検討ください。

ありがとうございました。

では、松澤さんお願いします。

○松澤オブザーバー

環境省の松澤でございます。

環境省のほうでも経産省さん、あるいは国交省と一緒にやらせていただいておりますが、今日は2つお話しさせていただければと思います。

住宅について、既存住宅のリフォームが重要だというご指摘、今日もあったと思いますので、既存住宅のリフォームを進めるべく、工務店、あるいはハウスメーカーの方々と一緒に国民の方が省エネリフォームを選択していただけるような、そういう広報発信というのを国交省さん、経産省さんと連携してやっていこうというふうに考えております。

それで、その中で、あわせてBELSという国交省さんのほうで始めている表示制度についても、まだ始まったばかりでありますけれども、BELSでいい住宅を選ぶと、そういったマーケットづくりにつながるように我々も協力していこうというふうに考えております。

それからもう一点は、宅配便の再配達削減について今回の中間取りまとめでも今後の方向性が示されておりますけれども、これに関しても消費者の方がEコマースで物を注文するときに再配達削減に気遣いをしていただくような、そういう働きかけというのを国交省さん、経産省さん、それから業界団体の皆さんと一緒に、そういう発信をできないかということで今検討させていただいておりますので、そういうものもあわせて取り組んでいこうというふうに思っています。

以上です。

○中上委員長

どうもありがとうございました。

大部な報告書をえらく簡潔にやっていたものですから、かえって時間が余ったような状況になりましたけれども、足りないより余ったほうがいいかと思imasuので、それでは本日の議事は以上になりますということでいいわけですね。ごめんなさい、もう一つ予算がありました。

(3) 平成29年度当初予算案

○中上委員長

議題3で平成29年度当初予算案。

失礼いたしました。非常に重要な情報でございます。お願いします。

○吉田省エネルギー課長

資料3をご覧ください。

29年度当初予算案(省エネルギー関連)。

我々のほうの省エネ関連の予算だけまとめたものでございます。

1ページをおめくりいただいて2ページでございますが、全体像でございます。

この後に続くページは、それぞれの詳細の資料でございます。もうお時間の関係もござimasuので、この1枚目の紙でご説明していきたいと思imasu。

黄色い色でマークしているところが特にお伝えしたい内容でございますので、そこを中心にご説明いたします。

まず上半分ですけれども、省エネルギー投資促進に向けた支援補助金ということで、従来、いわゆる省エネ補助金、工場なんかを対象とする省エネ補助金、それからZEHに対する補助金、ZEBに対する補助金、それから省エネのリノベーションに関する補助金、それぞれ予算措置されておりましたけれども、それを一体としてまとめたものでございます。

昨年の当初予算ベースで625億円。括弧の中でございますけれども625億円。来年度の政府予算の中には673億円を出していくということでございます。

まず左側が工場・事業場に対する、いわゆる省エネ補助金の部分でございます。

29年度の新たな話として、黄色で塗っておりますけれども、新たに「エネルギー原単位改善」に資する取り組み、これについても補助の対象にしていきたい。要するに、エネルギーの原単位は改善するけれども量はふえてしまうという事例もあると思imasu。そういったものもサポート

できるように、これから具体的な内容を検討していきたいというのが、まず1点。

それから、その後に複数事業者間でのエネルギー使用量の削減取り組みを重点的に支援するとございます。先ほどの報告書の中でもご提言いただいたところがございますけれども、複数事業者間の連携。これは省エネ法だけでなく、補助金の中でも見ていきたいと、支援について考えていきたいということで、今後具体的なところを検討してまいりたいと思います。

それから、右側が住宅関係であります。

まず、ZEBについて記載がございますけれども、ZEBについては引き続き構成要素となる高性能建材、それから高性能設備機器等の導入支援、これをやってまいります。

それから、ZEHにつきましては、普及目標を掲げたZEHビルダーが設計・建築・改築するZEHの導入を支援というところは、これまでと同様、サードパーティの仕組みを使って、ZEHビルダーの仕組みを使って、これからもやってまいりますけれども、自立的な普及というところが大事だと思います。それに向かってスキームを考えていきたいというふうに思っています。

それから、断熱改修等のリノベーション、これについても高性能建材を用いた改修を支援することについても、この予算の中であわせて見ていきたいということでございます。

以上が省エネ投資促進に向けた支援補助金であります。

それから、左下に目を移していただきまして、中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金でございます。

これにつきましては黄色で塗っているところですが、省エネルギー相談地域プラットフォーム、先ほどから本文の中でもご紹介しました。こういったものを全国展開に向けて、きめ細かな省エネ相談等を通じて省エネの取り組みを促進するというで引き続きやってまいります。今年度は7.5億円だけれども、省エネ診断等々合わせて10億円という予算で政府案をつくっております。

それから、利子補給については、下にあるとおりでございます。

それから、右側、先ほどトラックの例だけご説明いたしましたけれども、トラック・船舶、船もやっております。船舶等の運輸部門における省エネルギー対策事業費補助金ということで、国交省さんとの連携で、先ほどご説明しました輸送事業者と荷主の連携、これでさらなる省エネにつなげていきたいということで、そのための実証をこの予算の中でやっていきたいと思っております。61.5億円ということでございます。

最後、右下は研究開発。NEDOさんへの交付金の中で80億円という形で積んでいきたいと思いますが、開発リスクが高い革新的な省エネルギー技術について、シーズから最後実用化まで見据えるような公募型の技術開発補助金ということで措置をしたいと思っております。

予算については、以上でございます。

それぞれ詳しい紙がその後に1枚ずつついておりますので、ご参考にしていただければと思います。

○中上委員長

何かご質問等ございますでしょうか。

#### (4) 省エネ法施行規則の一部見直し(案)について

○中上委員長

ございませんようでしたら、それでは、最後に省エネ法の施行規則の一部見直しというのが出ておりますので、それにつきまして事務局よりご説明をお願いします。

○吉田省エネルギー課長

それでは、資料4をご覧くださいと思います。

省エネ法施行規則(報告様式)の一部見直し(案)について、ちょっと細かい技術的な話でございますけれども、施行規則の改正でございますのでご報告をしたいと思います。

ページを1枚めくっていただきまして、変更点は全部で4つございます。

1つ目が温対法と省エネ法の不整合部分に係る報告の追加ということでありまして、具体的には、後ろを見ていただいたほうが良いと思います。

ページをもう一枚めくっていただきまして、3ページ、変更①と今のお話の詳細ですけれども、まず上が温対法、その下に省エネ法における報告対象ということで書かせていただいておりますが、先に真ん中の省エネ法のほうを見ていただきたいのですが、指定工場等というのは、エネルギー使用量が1,500キロリットル・パー・年を超えて、経産大臣に指定された事業所、これが報告対象になります。

一方で、上に行っていただきまして、温対法における報告対象というのは、1,500キロリットルを超えれば対象になるということで、違いが下線で引いてはありますが、大臣の指定というのがあるかないかというところになります。

その下に、毎年7月末までに管理指定工場等の単位で報告するとありますけれども、次のページに行ってくださいまして、ちょっと細かいんですけども、既に特定事業者指定されている事業者が設置していた未指定工場等のエネルギー使用量が1,500キロリットルを超えた場合は、当該事業者は定期報告書の中の特定表の中で報告を行うと。

省エネ法との関係で言えば、特定表の中に書いてはくれるんですけども、指定するのはそれ

からということになりますので、いまだ未指定であるということになります。したがって、その部分については、現行の制度の中では報告が行かないということになりまして、1年間のずれが生じるということになります。

そのところを是正するという意味で、右下に変更点とありますが、温対法では指定の有無にかかわらず報告が必要であるため、定期報告書の中で当該工場等のCO<sub>2</sub>排出量等に関する事項の報告を追加ということで、最初に全てこちらで把握できるように、CO<sub>2</sub>についても把握できるように、具体的には、左下にある様式第9という表を改正すると。これは施行規則の中にありますので、施行規則を改正することで、これを変更すると。非常に細かいですけれども、そういう変更をしたいと考えております。

最初に戻っていただきまして、あとは1枚目の紙で全てご説明します。

変更点②から④です。

②のところは、京都メカニズムクレジットの調整期間終了に伴う省エネ法定定期報告書の様式変更ということですが、京都メカニズムのクレジットの償却期間が満了になりました。27年11月になりましたので、様式で、ここの部分は不要になりますので、そこは削除したいと思っています。

それから、変更点の③ですが、ベンチマークを業種ごとにいろいろつくっていただいています。今後、業種がどんどんふえていくということになります。現段階では、実はベンチマークのところ省令の中に直接書いておりまして、そこがこれからふやすにつれて必ず変えなければいけないという非常に面倒くさくなるものですから、そこを修正します。落とすことで、これから数がふえても対応しなくていいようにということで、そこを措置しようと思っています。

最後、④番ですが、ISO50001、エネルギーのマネジメントシステムですが、これについては、判断基準の中で推奨しておるわけですが、それについての報告欄がないというのが今の実情でありまして、そこを是正するというところでございます。

いずれもやや細かい技術的な改正でございますけれども、我々のほうで措置をしまいたいと思いますので、ご報告いたしました。

○中上委員長

何かご質問、ご意見等ありましたらどうぞ。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、私の司会の不手際から行ったり来たりしてしまいましたけれども、どうもありがとうございます。本日の議事は以上で全て……どうぞ。

○松下委員

私どもから参考で資料を1つだけ提出させていただいているので。

○中上委員長

失礼いたしました。これ一番最後で、今から読み上げようと思った。

○松下委員

お時間押しているところ申しわけございませんが、ちょっとだけお時間いただいでご説明させていただきます。

東京都内には、中小規模事業所が全国の1割強の60万以上ございまして、中小規模事業所の省エネ対策というのが非常に大きな課題になっております。

そういう中で、私どもは中小規模事業所向けの省エネ改修効果診断ツールというものを先ごろつくりまして、これを今うちの東京都環境局のホームページで公開しております、ダウンロードしていただくと利用できるというものになっております。

具体的には、ここに書いてあるとおりになんです、中小規模事業所で省エネ改修をしようと思ったときに、省エネ改修をする前にこの設備機器を入れかえると、どのくらい省エネ効果が出るかというようなことを、これは2枚目のところに小さく出ているんですが、こういう表計算ソフトの中に基礎情報を入れていただくと、表に戻っていただきまして、都の報告書制度に基づいたベンチマークのA4からCまでの矢印がついておりますが、こういうような表示で省エネ効果が見えると。

具体的に言いますと、この例では、もともとB2というクラスだったものが、省エネ改修をするとA2マイナスというクラスに格上げになりますよ、ランクアップしますよというようなことが一目でわかると。

こういうことを、このツールをつくるために26年、27年で100件ぐらいの事業所に補助金を出しまして、そこから改修が終わった後のデータをいただきまして、このツールをつくっております。

改修後の効果が3年いただくことになっておりまして、まだ途中経過でございますが、どんどん性能アップしていきたいというふうに思っておりまして、いずれにしても、ビルのオーナーさんがテナントさんに対して省エネ改修を今度したいと。だけど、そのときにどのくらい効果が上がるかというようなことを一目で見て説明できる資料ということで作成いたしました。これは、東京都環境局のホームページでダウンロードして使えますので、ぜひ皆さんご利用いただければと思います。

以上でございます。

○中上委員長

ありがとうございました。

現場での非常にきめの細かい対策が進んでいることがうかがえたかと思います。ここで出ているラベリングの方式はEUがやっているのと同じですね。いろいろなものがあるので、消費者の方々に混乱を招かないように、よろしくお願ひしたいと思います。

今のご説明について、何かご質問等ございませんでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間が少しオーバーしてしまいましたけれども、本日の取りまとめをするには余りにも膨大な話や情報が行き交ったものですから、取りまとめというわけにはなかなかいきませんが、まさに省エネに終わりなしでございまして、この報告が終わったからといって、もう省エネはやることのないではなくて、どんどん世の中も変わりますし、いろんな形で対応していかなければいけないということが私自身も今回の一連の委員会を通じて再確認させていただきました。

とりあえず、今日中間取りまとめをさせていただくわけでございますけれども、追って、また皆様方のところには報告書の素案等がお届けできるかと思ひますので、ご検討いただければと思ひます。

最後でございますので、事務局を代表しまして、藤木省エネ・新エネ部長さんよりご挨拶を頂戴したいので、よろしくお願ひします。

○藤木省エネルギー・新エネルギー部長

大変ご熱心なご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

また、この一連の中で、やはり省エネ、もう一段踏み込んだ対応が必要だということで、例えば共同・連携した形での省エネをやらなければいけない。それから、サードパーティの活用。特に荷主のところについて、さまざまな問題意識の中で今の省エネ政策のやや足らざるどころ、もう一歩、二歩入っていくべきところというところについて大変示唆に富んだご指摘、あるいはご意見を頂戴したかと思ひます。

中間取りまとめ、今日いただいたご意見も踏まえて調整いたしますけれども、中間取りまとめというのは、要はこれからそれを政策にして実現していかなければいけないということでございまして、ここの部分は、私ども、皆様からいただいたご意見をしっかり受けとめて、しっかりと形にしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ引き続いてのご支援、よろしくお願ひします。今日は、どうもありがとうございました。

○中上委員長

ありがとうございました。

それでは、事務局より連絡事項があればお願いしたいと思います。

○吉田省エネルギー課長

本日ご議論いただきました本小委員会の中間取りまとめにつきましては、委員、オブザーバーの皆様から今日頂戴いたしましたご意見を踏まえて、委員長とご相談の上、取りまとめて、1月中旬に経産省ホームページにて公表させていただきたいと思っております。

また、最後にご説明した省エネ法施行規則の見直しについては、事務局にて順次進めさせていただきたいと思っております。

最後に、今後の省エネルギー小委員会についてでございますけれども、中間取りまとめに記載をされた施策の具体化について、今後、事務局において検討を進め、検討内容等について、また来年度、改めて審議をいただくこともあろうかと思っておりますので、その際はぜひよろしくお願いいたします。その際の日程調整等は、具体的になりましたら、また事務局のほうからご連絡いたします。

以上でございます。

○中上委員長

皆さん、本当に長時間ありがとうございました。

それでは、本日の省エネ小委員会は、これにて終了させていただきたいと思っております。皆様、ぜひいいお年をお迎えくださいませ。ありがとうございました。

—了—